

**児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第64条第9号及び
第10号における児童指導員の任用資格認定事務要領**

第1 趣旨

この要領は、児童指導員の任用資格を定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、同条例）第64条のうち第9号後段及び第10号後段「知事が必要と認めたもの」の認定について必要な事項を定めるものである。

第2 対象者

（1）第9号関係

教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

（2）第10号関係

社会福祉法第二条で定める第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業のうち児童福祉法に規定する事業で、当該事業の直接支援業務（生活指導、生活支援等）又は相談業務に従事し、従事した期間が通算して3年以上であり、かつ当該業務に従事した日数が540日以上の方

第3 認定

第2で示した資格を有するものは「知事が適当と認めたもの」とする。